

一般社団法人日本マンション学会 著作権規則

日本マンション学会理事会
令和 元年 12月 3日 制定

(目的)

第1条 本規則は、一般社団法人日本マンション学会(以下、本会とする。)の学会誌その他の刊行物等に掲載される著作物に関する会員及び投稿者(以下、会員等とする。)の著作権の取扱いに関する基本事項を定める。

(定義)

第2条 本規則において、次の各号に掲げる用語は、当該各号に定める意義を有する。

- (1) 本著作物 著作権法第2条第1項第1号に規定するものであって、以下のいずれかに該当するものをいう。
 - ① 学会誌その他の刊行物の掲載論文(研究論文、判例評釈、実務報告等)、記事等。
 - ② 研究発表会、セミナー、シンポジウム及び講演会等の出版物。
 - ③ その他、前記①又は②に類するものであって、本会が指定するもの。
- (2) 本著作者 会員等であって、著作権法第2条第1項第2号に規定する者をいう。
- (3) 本著作財産権 著作物の著作財産権をいい、著作権法第21条から第28条までに規定されたすべての権利を含む。
- (4) 本著作者人格権 著作物に関する著作者人格権をいい、著作権法第18条(公表権)、第19条(氏名表示権)及び第20条(同一性保持権)に定めるすべての権利をいう。
- (5) 本著作権 著作財産権及び著作者人格権をいう。

(著作権の帰属)

第3条 本著作権は、本著作者に帰属する。

2 本著作物に関連して、本会が創作した二次的著作物及び編集著作物の著作権は本会に帰属する。

(著作権の使用許諾)

第4条 本著作者は、本会に対して、本著作財産権について国内外で無償かつ独占的に利用(複製、公開、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳、翻案及び二次的著作物の利用を含む。)する権利(有償無償を問わず、本会がサブライセンスを行う権利を含む。)を許諾する。

2 本会が二次的著作物を創作する場合及び第三者に本著作物の利用を許諾する場合、本会は、その旨を学会誌等にて告知する。

(著作者人格権の不行使)

第5条 本著作者は、本会及び本会が本著作物の利用を許諾した第三者に対し、本著作者人格権を行使しない。

2 前項の規定は、本会及び本会が本著作物の使用を許諾した第三者が、本著作物を原著作物として二次的著作物を作成した場合においても適用される。

(著作者による著作物の使用)

第6条 本著作者は、当該本著作者が創作した本著作物を利用する場合(第三者に利用を許諾する場合を含む。)、書面により本会に申請し、その許諾を得るものとする。

2 本会は、当該本著作物の利用が学会の目的又は活動の趣旨に反しない限り、前項に定める本著作者からの申請

を許諾する。

3 第1項の規定にかかわらず、本著作者は、次の各号に定める場合には、本会の許諾を得ることなく本著作物を利用できるものとする。

(1) 本著作者個人又は本著作者が所属する法人若しくは団体のウェブサイトにおいて、自ら創作した本著作物を掲載する場合(機関リポジトリへの保存及び公開を含む)。

(2) 著作権法第30条から第50条において許容された利用をする場合。

(著作者による保証等について)

第7条 本著作者は、本著作物が、以下の各号に定めることを保証する。

(1) 第三者の著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、ドメイン・ネーム及びその他の知的財産権並びにこれらの出願又は登録に関する権利等の知的財産権その他一切の権利を侵害していないこと。

(2) 本著作物が二重投稿ではないこと。

(3) 本著作物が共同著作物である場合には、本会への投稿を行うにあたり、当該共同著作物の他の著作者全員の同意を取得していること。

(4) 他誌や書籍に掲載されている図表や写真等を使用する場合、本著作者の責任においてしかるべき手続きを必ず行い、原稿本文中に引用情報を記載していること。

2 本会が編集又は発行する本著作物が他人から著作権侵害として提訴された場合、当該侵害に関し紛争が生じた場合又は他人の名誉を傷つける等の紛争が生じた場合には、原則としてその本著作者が責任を負い、又は処置するものとする。

(著作者による処分禁止)

第8条 本著作者は、第6条の許諾を得た場合を除き、本会以外の第三者に対し、本著作物に係る著作財産権の譲渡及びその利用許諾(出版権の設定を含む。)をしてはならない。

(協議)

第9条 本規則に定めなき事項及び本規則の各条項の解釈に疑義が生じた場合、本著作者及び本会は、信義誠実の原則に従って協議し、これを解決するものとする。

(既発行の著作物の取り扱い)

第10条 この規則の施行以前に本会が編集又は発行した著作物については、この規則の各号を適用する。

付 則

本規則は、令和 元年 12月 3日、理事会において承認制定。

本規則は、令和 元年 12月10日より施行する。